

お知らせ

◎今年の所得税確定申告納付期限 3月16日
(ただし振替納税の場合の納付期限は4月20日)

◎今年の個人事業者消費税確定申告納付期限 3月31日
(ただし振替納税の場合の納付期限は4月23日)

NEWS LETTER

今年も早1か月が経過しました。2月は3日が旧暦でいう大晦日の「節分」、4日が正月の「立春」であるため、寒い日は続きますが春の足音を期待させます。
会計事務所業界は、2月と言えば確定申告期の到来、すなわち繁忙期を意味しますが、地元納税協会の方の話をお聞きすると近年は廃業が相次ぎ確定申告件数も減少の兆しがあるとのこと。
日本経済にも広く春の日差しが行き渡って欲しいものです。 岡村 景明

2

2015



- 2年前納の国民年金保険料、税の取扱い
- 平成27年1月診療分より変更された高額療養費制度

Message From Staff

～行ってみたい場所～

- 嬉しいご報告
- テンション上がっちゃいますっ♪
- U S J
- 八重山制覇

平成27年1月診療分より 変更された高額療養費制度

健康保険の給付制度のひとつに、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の負担額が高額になった場合に、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が払い戻されるという高額療養費制度があります。この制度について、平成27年1月診療分より変更されました。この変更の対象は、70歳未満の人です。

■ 変更された高額療養費制度

高額療養費制度は、負担能力に応じた負担を行うという観点から、被保険者の標準報酬月額等に従い、自己負担限度額を複数に区分しています。この区分について、平成26年12月診療分まで3つであったものが、平成27年1月診療分から5つに細分化されました。具体的には、標準報酬月額83万円以上と、標準報酬月額26万円以下という区分が新しく設けられ、この区分に応じた負担が求められることになりました。また自己負担限度額も変更となり、下表の通りとなります。

■ 多数該当の自己負担限度額の変更

高額療養費制度には、1年間（直近12ヶ月間）に4回以上該当した場合には、4回目から自己負担限度額がさらに引き下げられる「多数該当」という仕組みがあります。今回、区分が細分化されたことに伴い、この多数該当となった場合の自己負担限度額も変更されました。

■ 便利な限度額適用認定の制度

高額療養費制度は自己負担限度額を超える部分も被保険者がいったん立て替え、後日、協会けんぽ等の保険者に請求する方法が一般的ですが、事前に医療費が高額になりそうなときは、保険者に「限度額適用認定証」を発行してもらい、この認定証を医療機関等の窓口で提示することで、立替額を自己負担限度額までとする仕組みが設けられています。

入院等で自己負担限度額が大きくなる可能性のある従業員には、この制度の案内も行っておくとよいでしょう。

なお、健康保険組合についても同様の制度がありますが、運用については、自動的に高額療養費を口座に振り込むものや、支給対象になったことの通知が届くこともあります。詳しいことは、加入している組合にご確認ください。

表 平成27年1月診療分からの高額療養費制度

区分	自己負担限度額
標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当 140,100円>
標準報酬月額53万円以上79万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当 93,000円>
標準報酬月額28万円以上50万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当 44,400円>
標準報酬月額26万円以下	57,600円 <多数該当 44,400円>
住民税が非課税	35,400円 <多数該当 24,600円>

高額療養費制度は、自己負担限度額が大きくなった際には、忘れずに請求をしておきたいものです。変更されたこの機会に、そもそもの制度の仕組みも周知しておきましょう。

嬉しいご報告

皆様いつもお世話になっております。
今月はうれしいご報告が1つございます♪
現在産休に入っておりますスタッフの竹内ですが、
平成27年1月25日午前9時26分に2956g、
50cmの元気な男の子を出産しましたと報告を受け
ました！
母子ともに健康との事です。
2児の母となり、忙しく楽しく日々を過ごしてくれ
ている事と思います。
彼女がまた元気に職場復帰できるよう、所長、ス
タッフ一同、気を引き締めて頑張っていきたいと
思います。



スタッフ一同

テンション上がっちゃいますっ♪

いつもお世話になってお
ります。100均でフィ
ギュアケースを購入し、
帰宅後ワクワクしながら
並べたらサイズが合わず泣きそうになった川端です
(>.<) すぐに追加購入に走りました。



さて、テーマの行ってみたい場所ですが、滋賀に
ある「海洋堂フィギュアミュージアム黒壁」と、京
都にある「京都国際マンガミュージアム」です



(*^^)v 行ってみたい
場所ですらインドア
です (-_-)

川端 優美

U S J

行ってみたい場所はUSJです。
ちなみに生まれも育ちも神戸です。いつでも行けると
いう思いのまま時は経ち、まだ行けていません。
USJはサンリオ、セサミストリート、ハリーポッター、
ワンピース、ジュラシックパーク、進撃の巨人、バイ
オハザード、エヴァンゲリオン、モンスターハンター
…大阪よ、もはや何でもありか…。
しかしこの統一感を持たせない経営戦略？が結果を出
しています。「ごちゃご
ちゃ言わず楽しめ」感を
肌で感じてみたいです。
あと有馬温泉も。



松尾 圭司

八重山制覇



皆様こんにちは。
さて、今回のテー
マ、私の行ってみ
たい場所は「新城
島（あらぐすくじ
ま）」です。以前にも書かせていただきましたが、
私は20代の頃に沖縄県の離島が集まった八重山諸
島を巡ったことがあります。どの島もそれぞれに個
性がありとても魅力的でした。その時に唯一行けな
かった島が新城島です。行きたかったのですが、当
時はまだ観光環境も整っておらず泊まれる民宿もほ
ぼなかったように記憶しています。30代の今また
離島めぐりをしてみたいなと感じています。

直江 美佳

岡村税理士事務所 / (株)プラス・アルファ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りください。

